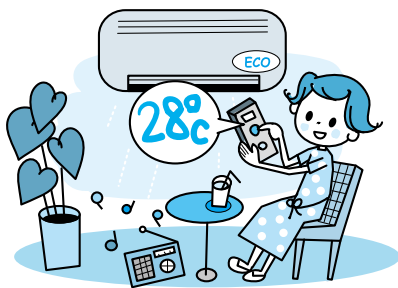


夏季の省エネルギー対策

部屋の温度設定は28℃を目安に



- 夏はエアコンの使用などにより、普段以上に多くのエネルギーが消費されます。身近なところから、省エネに心掛けましょう。
- 冷房中の室温は28℃を目安に設定する
- 電気・ガス・石油機器を購入するときは、省エネタイプも検討する
- 電気機器の電源は不要時にはつけたままにせず、長時間使わないときはプラグを抜く
- 冷蔵庫は整理整頓して効率的に

利用する

- 煮物などの下ごしらえには電子レンジを活用する
- お風呂が冷めないうちに、続けて入浴する
- シャワーは、不要時に流したままにしない

市では、率先して省エネに取り組む、6月1日から9月30日までの期間、クールビズ(室温28℃を目安とした空調の稼働、ノーネクタイ・ノー上着での軽装執務)を実施しています。

市の施設を利用する皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

給水管の洗浄や浄水器の販売

悪質なセールスに注意してください

最近、「市から依頼された」な

どと偽って電話や訪問をし、給水管の洗浄作業や浄水器の販売を行う悪質な業者が見られます。

市では、依頼がない限り訪問することはありません。浄水器の販売なども行っていませんので、注意してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22-0269)へ。

千葉縣市町村交通災害共済

8月16日から受け付け開始

8月16日(月)から、千葉縣市町村交通災害共済制度の平成22年度加入申し込みの受け付けを開始します。

交通災害共済制度は、千葉縣市町村総合事務組合と市町村が運営主体となり、共済加入者が交通事故により被災した場合に見舞金を支給する共済制度です。

会員の資格は成田市に住民記録または外国人登録のある人と被扶養者

共済期間と会費

○8月31日までに申し込んだ人：9月1日～平成23年8月31日・

700円

○9月1日以降に申し込んだ人：申込日の翌日～平成23年8月31日・加入月により1000～700円

見舞金の種類は死亡見舞金、傷害見舞金、身障見舞金、交通遺児見舞金

受付場所は交通防犯課(市役所1階)、下総・大栄支所総務課

受付時間：午前8時30分～午後5時

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

水難事故に注意

農業用の水路などの近くで遊ばないで

農業用施設の水路などで、人身事故が発生しています。

特に、休日や夏休みなどには、幼児・児童の水難事故が起きやすく危険です。

水路や水門、揚水機場、排水機場などの近くでは、子どもたちが遊ばないよう注意してください。

※くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

公共下水道の使用

汚水管に雨水を流さないで

市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。

汚水管に大量の雨水が流れ込むとポンプ場の排水能力を超え、道路上のマンホールから汚水が噴出する原因になり、周辺に被害をもたらします。汚水管には、絶対に雨水を流さないでください。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①固定資産税(第2期)
- ②国民健康保険税(第1期)
- ③後期高齢者医療保険料(第1期)
- ④介護保険料(第1期)

納期…7月16日(金)～8月2日(月)

※くわしくは①資産税課(☎20-1514)②③保険年金課(☎20-1526)④介護保険課(☎20-1545)へ。

成田市消防団協力事業所表示制度

事業所の皆さんへ

現在、全国的な消防団員不足が問題となっており、市内でも団員を確保することが年々困難になっています。そこで、各事業所が消防団員の確保・活動に協力する「成田市消防団協力事業所表示制度」が平成19年5月から9事業所でスタート。5月に5事業所が加わり、14事業所になりました。

消防団協力事業所表示証

消防団協力事業所表示制度は、



消防団協力事業所表示証

消防団活動に積極的に協力している事業所に対して市消防本部が表示証を交付し、地域防災体制の充実を図るための制度です。

事業所による地域への社会貢献を広報することができ、イメージアップにもつながります。

消防団協力事業所

- 成田市農業協同組合
- 株式会社ナリコー
- ナリタ管工株式会社
- TDK株式会社 成田工場
- 米屋株式会社
- 大本山成田山新勝寺
- 成田赤十字病院
- 株式会社ティエフケー
- 有限会社山田土木
- 共立工業株式会社
- 株式会社ジャムコ 航空整備カーンパニー 東京整備工場
- 成田空港整備株式会社
- 千葉交通株式会社

市長日誌



【6月16日～30日】

16日	医療問題特別委員会 建設水道常任委員会
17日	新駅・基幹交通網整備促進特別委員会 新清掃工場整備特別委員会
18日	総務常任委員会 まちづくり茶論
19日	成田空港騒音対策地域連絡協議会総会
20日	成田市PTAバレーボール大会 成田ニュータウン防犯パトロール隊総会
21日	なりた環境ネットワーク空港周辺道路美化活動 観光みやげ商組合総会
22日	資源回収協同組合総会
23日	6月定例会議会閉会 印旛利根川水防事務組合関係市町長会議
24日	成田商工会議所常議員総会 三郡医師会航空機対策協議会総会
25日	戦没者慰霊塔供養会
26日	(仮称)成田市・富里市新清掃工場起工式
28日	日本電信電話ユーザ協会成田・佐倉地区協会総会
30日	地域振興連絡協議会総会



まちづくり茶論で意見交換

夏の交通安全運動

夏休みを無事故で過ごそう



〇八起運輸株式会社
※くわしくは市消防本部総務課(☎20-1590)へ。

7月20日(火)～31日(土)、「交差点見る待つ止まるいつだって」をスローガンに、夏の交通安全運動が行われます。重点目標は次の通りです。
〇子どもと高齢者の交通事故防止
〇自転車の安全利用の推進

飲酒運転の根絶

もうすぐ夏休みに入ります。休みの開放感から気が緩み、子どもたちが交通事故に遭いやすい時期になります。交通安全意識を高め、事故のない夏を過ごしましょう。
※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

国保税・後期高齢者医療保険料

納付書を発送します

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、病気やけがに備え、被保険者の負担能力に応じてお金を出し合い、医療費などの支払いに充てる大切な財源です。

国民健康保険税

国民健康保険税を納付書や口座振替(普通徴収)で納付していた世帯主に、7月15日付けで平成22年度の納税通知書を発送します。

同封の納付書は、金融機関や郵便局のほか、コンビニエンスストアでも利用できます。休日や夜間を問わず納付できますので、納期内の納税にご協力ください。

年金から引き落とす特別徴収で納付していた世帯主には、税額決定通知書を7月22日付けで発送します。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料を納付書や口座振替(普通徴収)で納付していた人に、7月15日付けで平成22年度の保険料額決定通知書を発送します。納付書を同封しますので、納期内に金融機関や郵便局の窓口で納付してください。

前年に、年金から直接引き落とされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合は、普通徴収での納付に変更されています。

年金から引き落とす特別徴収で納付していた人には、保険料額決定通知書を7月22日付けで発送します。

特別徴収から口座振替への変更

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金から引き落とす特別徴収から口座振替による納付に変更することができます。この場合、税の確定申告時の社会保障料控除は、口座振替で納付した人に適用されます。

10月からの年金の引き落としを停止し、口座振替での納付を希望する人は、7月末日までに手続きをお願いたします。

※くわしくは保険年金課・国民健康保険・☎20-1526、後期高齢者医療制度・☎20-1547へ。

地上デジタル放送

切り替えが必要ですよ

地上アナログテレビ放送は平成23年7月24日までに終了し、デジタル放送に完全に移行します。このため、デジタル対応を行っていないテレビやアンテナでは、それ以降は地上テレビ放送を見ることができなくなります。引き続きテレビ放送を見るには、次のような方法があります。

○地上デジタル放送対応テレビへの買い替え(UHFアンテナが必要)

地デジの準備お済みですか?

デジタルテレビ受信の手助け
デジサポ

でんわ、急げ!
デジサポへ

043-333-7100

平日 9:00~21:00 土日祝 9:00~18:00

デジサポ千葉は、総務省千葉県テレビ受信者支援センターの愛称です。



○デジタルチューナーの設置(UHFアンテナが必要)

○ケーブルテレビなどへの転換

※くわしくは総務省千葉県テレビ受信者支援センター(デジサポ千葉・☎043-3333-7100)へ。

伸び過ぎた樹木
適正な管理を



車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

枝の剪定や垣根の刈り込みなど、所有者は適正な管理をお願いします。剪定した枝は、ごみ収集袋(燃やせるごみ)に入れ、集積所へ出

合併処理浄化槽
設置費と維持管理費に
補助金を交付します

※くわしくは道路管理課(☎20-1551)へ。

設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています(下表①)。印旛沼流域に限り、窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています。

維持管理費補助金

合併処理浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

市では、この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に掛かった額の2分の1相当額です(下表②)。

※騒音地域は、特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

合併処理浄化槽の補助金(限度額)

①設置費補助金				②維持管理費補助金		
人槽区分	通常型合併処理浄化槽		*高度処理型浄化槽 (窒素除去型)	*高度処理型浄化槽 (窒素・リン除去型)	人槽区分	補助額
	新規 (新築・増築・建て替え)	*単独処理浄化槽、 くみ取り便所からの 転換				
5人槽	220,000円	332,000円	444,000円	528,000円	5人槽	18,000円
6~7人槽	276,000円	414,000円	486,000円	693,000円	6人槽	21,000円
8~10人槽	364,000円	548,000円	576,000円	963,000円	7人槽	24,000円
11~20人槽	626,000円	939,000円	1,092,000円	—	8人槽	27,000円
21~30人槽	980,000円	1,472,000円	1,860,000円	—	10人槽	33,000円
31~50人槽	1,358,000円	2,037,000円	2,496,000円	—	11~50人槽	33,000円

*表中の限度額に、単独処理浄化槽から転換するときは18万円、くみ取り便所から転換するときは10万円が上乗せされま
す(新築・増築・建て替えは除く)